

# 肉用牛肥育経営安定交付金制度

## 登録生産者の皆さんへ

令和3年6月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価が下表のとおり公表されました。  
生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解  
いただきご協力をお願いいたします。

1頭あたり（令和3年6月販売牛）

（単位：円／頭）

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 （静岡県）	交雑種	乳用種
標準的販売価格（A）	1,213,632	748,422	449,956
うち 主産物価格 $a \times b$	1,204,080	741,796	445,659
枝肉市場価格（円/kg） a	2,320	1,466	997
枝肉重量（kg） b	519	506	447
標準的生産費（B）	1,211,805	777,850	483,052
うち もと畜費	729,748	408,679	217,306
うち 飼料費	296,603	272,445	200,455
うち 労働費	87,741	40,181	22,320
差額(C) = (A) - (B)	1,827	△29,428	△33,096
<b>交付金単価((C) × 0.9)</b>	—	<b>26,485.2</b>	<b>29,786.4</b>

※令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛に  
ついて、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

なお、令和3年4月販売交付対象牛の精算払の額は

乳用種 2,205.4円

令和3年5月販売交付対象牛の精算払の額は

乳用種 85円 です。

※ インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。  
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。